

様式44

令和 4年 9月29日

三重県知事 殿

三重県鈴鹿市国府町1520番地の6

医療法人 浦田内科クリニック

理事長 浦田 徹

電話 059-378-7008

## 決 算 届

令和 3年 7月 1日から令和 4年 6月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

## ※ 添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



# 事業報告書

(自 令和 3年7月1日 至 令和 4年6月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 浦田内科クリニック  
①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 〒513-0836 三重県鈴鹿市国府町 1520 番地の 6
- (3) 設立認可年月日 平成 13年 7月 2日
- (4) 設立登記年月日 平成 13年 7月 18日

## 2 事業の概要

### (1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	浦田内科クリニック	三重県鈴鹿市国府町 1520 番地の 6	無床

### (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和 3年 8月 20日 令和 2年度決算の決定  
令和 4年 6月 1日 令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 浦田内科クリニック  
 所在地 三重県鈴鹿市国府町1520番地の6

## 財 産 目 録

(令和 4年 6月30日現在)

1 資産額	247,094 千円
2 負債額	11,326 千円
3 純資産額	235,768 千円

内訳		(単位：千円)
区 分		金額
A	流動資産	224,360
B	固定資産	22,734
C	資産合計 (A+B)	247,094
D	負債合計	11,326
E	純資産 (C-D)	235,768

土地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有)
建物	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有)

法人名 医療法人 浦田内科クリニック

所在地 三重県鈴鹿市国府町1520番地の6

### 貸借対照表

(令和 4年 6月 30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	224,360	I 流動負債	11,326
II 固定資産	22,734	II 固定負債	0
1 有形固定資産	5,686	負債合計	11,326
2 無形固定資産	72	純資産の部	
3 その他の資産	16,976	科目	金額
		I 資本金	30,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	205,768
		1 その他利益剰余金	205,768
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	235,768
資産合計	247,094	負債・純資産合計	247,094

法人名 医療法人 浦田内科クリニック

所在地 三重県鈴鹿市国府町1520番地の6

## 損 益 計 算 書

(自令和 3年7月1日 至令和 4年6月30日)

(単位：千円)

科目	金額
I 本来業務事業損益	
1 事業収益	112,606
2 事業費用	91,906
事業利益	20,700
II 事業外収益	24,938
III 事業外費用	0
経常利益	45,638
IV 特別利益	83
V 特別損失	0
税引前当期純利益	45,721
法人税等	12,273
当期純利益	33,448

前項の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び損益計算書は  
当法人のものに相違ありません。

医療法人 浦田内科クリニック

理事長 浦 田 徹

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 浦田内科クリニック

理事長 浦 田 徹 殿

私は、医療法人浦田内科クリニックの令和3年度会計年度（令和3年7月1日か令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会及びその他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 8月 22日

医療法人 浦田内科クリニック

監事 杉 本 明日香